

様式第4号（第4条・第5条関係）

契 約 結 果 表				
番	号	第 3 3 号	種 別	建設工事
工事等の 内 容	工 事 等 名	平成28年度 役場庁舎防水改修工事		
	工事等箇所	吉田町住吉地内		
	概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧洗浄 ・ 高反射性防水層保護塗装 ・ 玉砂利、ポリエチレンフォーム撤去 ・ 既存防水立上り撤去処分共 ・ 露出断熱アスファルト防水 ・ 防水端末押え金物取り付けシール共 		
	発注担当課	総務課		
契約関係	契 約 方 式	随意契約	見 積 書 徴 取 日	平成28年 4月18日
	契約相手方 商号又は名称	岡田工業株式会社		
	契約相手方 住 所	静岡市葵区大岩4丁目6番1号		
	契 約 金 額	7, 1 8 9, 5 6 0 円	契 約 日	平成28年 4月19日
	着 手 日	平成28年 4月20日	完成(了)期日	平成28年 7月20日
	随意契約の 相手方を選 定した理由	<p>庁舎の雨漏りについては、議場及び3階の屋根の劣化が進んでおり、建物構造本体部分に影響を及ぼす前に、現場に精通した者に早急に施工させる必要がある。</p> <p>上記随意契約予定業者は、平成6年度の役場庁舎建設工事におけるシーリング工事の下請業者であり、過去に庁舎の雨漏り修繕を実施した実績もあることから、庁舎全体の防水工事の状況を把握しており、安全かつ迅速に修繕できるため、随意契約予定業者として選定した。</p> <p>適用法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>		
変更契約 関 係	変 更 後 契 約 金 額	7, 2 0 3, 6 0 0 円	変 更 契 約 日	平成28年 5月31日
	変 更 理 由	<p>① 笠木と立上り部分の接合部からの強風による雨水の吹き込みは雨漏りの原因となることから、当初、既存笠木内部の防水処理状況を確認するための撤去復旧工事を実施する予定であったが、撤去せず目視により笠木内部の防水シートが確認できたため、同工事を取止め減額する。</p> <p>② 既存防水立上り部分の内部構造を確認するためステンレス金物を撤去したところ、内部の端末シールが劣化しており、既存のシールを使用することは雨漏りの原因となることから、シール撤去打替を追加する。</p> <p>③ 既存防水立上り撤去工事を実施した際、既存防水に雨水が確認されたため、周辺を調査したところ、雨水がカーテンウォール方立（ほうだて）を通じて落下していることが判明し、雨漏りの原因となることから、3階部分カーテンウォール方立への雨水落下を防止するための注入剤注入を追加する。</p>		
	変 更 後 完成(了)期日	変更なし		

